

**第31条** 契約担当役は、特別の事由のあるものほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を競争に参加させることができない。

2 契約担当役は、競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
  - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
  - (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき
  - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
  - (7) 前各号の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用したとき
- 3 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。
- 4 契約担当役は、経営状態が著しく不健全である等により、競争に参加させないことが適當と認められる者を競争に参加させないことができる。
- 5 契約担当役は、競争入札に国の競争参加資格をもって参加する者のうち、国により指名停止措置を受けている者を参加させないことができる。